

## 長岡京市小規模保育事業整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模保育事業を実施しようとする者に対し、予算の範囲内で建築物の改修等に要する費用を補助することについて、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 社会福祉法人に対する助成については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条及び長岡京市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和53年長岡京市条例第12号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者等)

第2条 補助の対象者は、小規模保育事業を実施するために既存の建築物の改修等（改修及び設備整備をいう。以下同じ。）を行う者で法人格を有するもの（保育施設を運営する目的で設立を準備しており、当該補助対象事業に着手するまでに法人格を有することができると見込まれるものを含み、政治的な目的のために結成された法人を除く。）とする。

2 長岡京市暴力団排除条例（平成24年長岡京市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」と総称する。）は、補助の対象としない。

3 補助の対象者が実施する小規模保育事業は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 京都府子育て支援特別対策事業費補助金交付要綱（平成21年10月26日施行）の対象となる事業であること。
- (2) 認可の日から10年以上継続して運営が確保できること。
- (3) 施設の改修等の費用及び運営に要する費用について資金計画が確実なこと。

(補助対象経費等)

第3条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、小規模保育事業を実施する場合に必要な設備整備及び改修整備等にかかる費用とし、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物（集合住宅の場合の区分所有権を含む。）の買収に係る費用
- (3) 設計費及び工事監理費
- (4) 保証金等の預り金
- (5) その他経費として適当と認められないもの

2 賃貸物件等により、新たに小規模保育事業を実施する場合に貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金又は保証金を除く。）にかかる費用は、補助対象経費

とする。ただし、礼金に関しては建物賃借料の6か月分を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、他の公的助成金又は公的融資を受ける経費は、全て補助の対象としない。

(補助の実施期間)

第4条 補助の実施期間は、平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)の運営について(平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号)別紙安心こども基金管理運営要領別添9の1小規模保育設置促進事業2(4)事業の実施期限内とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の関係書類を添えて、規則第3条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書(規則様式第2号)
- (2) 収支予算書(規則様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の算定及び交付決定通知)

第6条 市長は、前条の規定に基づく交付の申請があったときは、規則第4条の規定によりその適否を審査し、必要と認めたときは、次項に規定する算出方法により市の予算の範囲内で補助金額を決定し、決定内容及び交付条件を同条の補助金等交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の額は、第3条に規定する補助対象経費の額に4分の3を乗じて得た額とし、補助限度額は別表のとおりとする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(着手の届出)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、工事に着手したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(事業の報告及び補助金額の確定通知)

第8条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、補助事業完了後1か月以内に次の関係書類を添えて、事業終了報告書(規則様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(規則様式第2号)
- (2) 収支決算書(規則様式第3号)

2 市長は、前項の規定により事業終了及び事業実績の報告を受けたときは実地検査を行い、適正であると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(規則様式第8号)により、申請者に通知する。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 施設において、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動を行ったとき。
- (4) 施設において、政治上の主張若しくは施策を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行ったとき。
- (5) 暴力団員等であるとき。
- (6) その他この要綱に違反したとき。

(警察への照会)

第10条 市長は、必要に応じ、補助金の交付の申請をしようとする者又は交付決定を受けた者が、暴力団員等に該当するか否かについて、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

(財産処分の制限)

第11条 規則第16条に定める期間は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産にあっては、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）のとおりとする。

(情報公開及び関係書類の保存)

第12条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を10年間保存するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

補助限度額

小規模保育運営支援事業（A型・B型）

ア 賃借料補助

契約家賃 1事業所当たり 3,075万円（4,100万円×3/4）

イ 改修費等補助 1事業所当たり 1,650万円（2,200万円×3/4）

小規模保育運営支援事業（C型）

ア 賃借料補助

契約家賃 家庭的保育者1人当たり 74.2万円（99万円×3／4）

イ 改修費等補助 1事業所当たり 1,650万円（2,200万円×3／4）

備考 期間中1か月未満の月の賃借料については、実日数にて日割計算する。